

津山市監査委員告示第7号  
令和3年3月19日

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 近 藤 吉一郎



平成28年度、平成30年度及び令和元年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

(単位 件)

区 分	実施年度	対象件数	措置等の状況		
			措置済	検討・実施中	未措置
定 期 監 査	平成28年度	1		1	
	平成30年度	2	1	1	
	令和元年度	4	3	1	
	合 計	7	4	3	

### 定期監査 (措置済5件、検討・実施中2件)

平成28年度

【監査対象課名 保健給食課】

(監査結果報告日：平成28年12月9日)

指摘事項 ①	非常勤嘱託員報酬の欠勤による返納金の未収金について、引き続き収入未済額の解消に努められたい。	
区 分 (該当に○印)	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)	
	○ 2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)	
	3. 未措置 (何もしていない場合)	
措置等 の内容	<p>債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、法的手続き開始予告(催告書)の送付、連絡要請書の送付、債権承認書の提出依頼送付を実施してきた。平成31年2月に「債務承認兼履行延期(分割納付)許可申請書」の提出があったため、令和元年6月に履行延期(分割納付)の許可通知、納付書を送付したところ、令和元年9月に10,000円の納付があったが、その後は未納付であるため、「分納不履行通知(法的手続き執行予告)」の送付をしたが、未納付であった。令和2年度は、催告の電話連絡を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策として制度化されている「徴収猶予及び履行延期の特約等に関する申請書」が本人から提出されており、これに伴い履行延期期間中の徴収は猶予している。</p> <p>今後も債権管理室及び顧問弁護士に相談の上、対応していく。</p>	

平成30年度

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

指摘事項 ①	<p>体育施設については、予約システムにより施設使用申請の手続きをしているが、津山市体育施設条例施行規則第2条に規定する施設の使用申請手続きと整合していない。実際の手続きと整合するよう規則の整備をされたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>津山市体育施設条例施行規則第2条に規定する施設の使用申請手続きのうち、スポーツ課で運用している予約システムを使用した施設使用申請については、津山市電子情報処理組織を使用して行う申請等の手続の特例に関する規則第3条の電子申請に係る特例規定により運用している。</p>	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成31年3月4日)

※令和2年4月からは久米支所地域振興課が所管

指摘事項 ②	<p>前回の監査において久米総合文化運動公園休憩所は「津山市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を試算すると現行の使用料を大幅に上回るため、同条例の規定に基づき減免協議を行う。」との措置状況であったが、行政財産の使用許可に加えて保証金を納入させている。保証金は貸付契約によって定めるものであり、同条例には根拠がない。公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点を整理し、改めて今後の方針を示されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>当該公有財産に係る保証金の徴収及び使用料の減免について法的に整理する方針とする。</p>	

令和元年度

【監査対象課名 健康増進課】

(監査結果報告日：令和元年11月22日)

指摘事項 ①	津山市歯科救急診療等対策協議会運営補助金は、補助対象事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より補助対象事業費が下回った場合は出納整理期間までに精算をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	協議会実施事業の見直し等を含め検討を行った。今後、補助対象事業費が補助金額を下回った場合は、超過額を戻入返金する。	

【監査対象課名 管理課】

(監査結果報告日：令和元年10月2日)

指摘事項 ①	市営住宅敷金(歳計外現金の預り金)に係る請求権者が不明なものは、原因を調査し適切に管理をされたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	請求権者が不明な敷金等について原因調査を進め、敷金台帳上の記載不備や証ひょう書類が不足した敷金について関係部署との協議を踏まえ、支払時の手順を定めるなど適切な管理となるよう改善した。また、未届の退去者や行方不明者等で支払が困難な案件については、対応方法を協議している。	

【監査対象課名 都市計画課】

(監査結果報告日：令和元年10月2日)

指摘事項 ①	一部の利用者に係る津山駅北口広場の使用料は、施設利用許可決定後に納付書を郵送するため使用許可と同時に納付できていなかった。津山駅北口広場条例第9条第2項に基づき適正に事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	9割弱の利用者が市外からの利用者で申請事務が郵送などの対応となる場合が多く、許可と同時に使用料を納付することは困難であるため、津山駅北口広場条例施行規則第4条を改正し、使用料納期の特例を追加規定するよう手続を行っている。	

【監査対象課名 選挙管理委員会】

(監査結果報告日：令和2年2月3日)

指摘事項 ①	備品登録したワープロ(取得年月は平成9年2月)は現在使用されておらず、その他にも同様の事例が複数見られた。津山市物品会計規則第17条に基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出納員に対し物品不用決定何書を提出するとともに、当該物品を返納された	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	指摘のあったワープロを含む15の物品が老朽化により使用できなくなったため、津山市物品会計規則第17条第2項の規定により、物品不用決定何書を提出するとともに、当該物品を廃棄処分とした。	